

# 志佐川内水面振興協議会採捕規程

## (目的)

第1条 この規程は、志佐川内水面振興協議会（以下「協議会」という。）が長崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の指示に基づき、志佐川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物（あゆ、はや、こい、ふな、うなぎ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の保護培養を図ることを目的とする。

## (漁具漁法の制限)

第2条 水産動物を採捕する場合は、次の漁具漁法以外のものによって採捕してはならない。ただし、うなぎ塚及びうなぎもどらずについては、委員会の承認を得て協議会が特に認めたものは、この限りではない。

- 1 手釣
- 2 竿釣
- 3 徒歩徒手採捕
- 4 たも網（たも網の直径40センチメートル以下。）
- 5 かにかご（1人が同時に使用するかごの数は3個以内とする。）

## (採捕期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を採捕する期間は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 水産動物	イ 期 間
あ ゆ	6月1日から10月31日まで
は や	6月1日から4月30日まで
こ い	
ふ な	
う な ぎ	9月1日から12月31日まで
も く ず が に	

## (体長及び採捕の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる水産動物については、イ欄に掲げる大きさ以下のものを採捕してはならない。

ア 水産動物	イ 大 き さ
は や	全長 5センチメートル
こ い	全長 15センチメートル
ふ な	全長 5センチメートル
う な ぎ	全長 21センチメートル
も く ず が に	甲幅長 5センチメートル

(採捕禁止区域及び期間)

第5条 第3条の規定に関わらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の期間中は、採捕してはならない。

区 域	期 間
志佐川庄野橋上流端から第1井堰に至る区域	9月1日から12月31日まで

(水産動物を採捕する者の守るべき事項)

第6条 水産動物を採捕する者は、水産動物の保護培養に協力しなければならない。

- 2 水産動物を採捕する場合、川底を攪拌してはならない。
- 3 水産動物を採捕する場合、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 水産動物を採捕する場合、委員会の承認証を携帯、着用しなければならない。
- 5 水産動物を採捕する場合、漁場監視員の要求があった場合、委員会の承認証を提示しなければならない。
- 6 水産動物を採捕する場合、河川を汚染するような行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員は、この規程の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は別記様式(1)の漁場監視員であることを表示する腕章をつけるとともに、別記様式(2)の漁場監視員証を携帯するものとする。
- 3 漁場監視員は、採捕者から要求があったときは、漁場監視員証を提示しなければならない。

(承認証の貸与等の禁止)

第8条 委員会の承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(違反者に対する措置)

第9条 協議会は、委員会の承認を受けた者が、この規定に違反したときは、ただちにその者に対し採捕の中止を命ずることができるものとする。

- 2 協議会は、前項の規定により採捕の中止を命じた場合には、その旨を委員会に報告し、以後その者の採捕を承認しないよう具申するものとする。

(附 則)

- 1 この規程は、長崎県内水面漁場管理委員会の承認を受けた日から施行する。

様式(1)

<p style="text-align: center;">志佐川漁場監視員</p> <p style="text-align: center;">志佐川内水面振興協議会</p>
--

様式(2)

<p style="text-align: center;">漁場監視員証</p> <p>下記の者は、当協議会の監視員であることを証明する。</p> <p>住 所 氏 名 有効期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">志佐川内水面振興協議会 会 長 印</p>
---